

JA ぎふ 地域活動支援基金実施要領

※「農業経営支援積立金」含む

通称(みのっ太基金)

1. 目的

JA ぎふの経営理念である「地域に信頼され、地域社会に一層貢献する JA」を目指すため、JA 管内の農業、食文化、街づくり、環境保全等有形無形の地域資源を活かして、地域のイメージアップと地域の活性化を図っている諸団体の活動を支援することを目的とする。

2. 支援方法

JA の目的積立金「地域活動支援基金」及び「農業経営支援積立金」を利用し、JA ぎふ 地域活動支援基金(みのっ太基金)審査会(以下、「審査会」)で助成対象に認定された団体に助成金を交付する。

3. 助成対象団体及び対象活動

助成対象団体は、地域のイメージアップ、活性化に顕著であり、下記の活動を予定している団体を対象とする。

※一度助成した団体は対象から外すものとする。

- (1) 農業振興に係る活動を行う団体
- (2) 食文化に係る活動を行う団体
- (3) 街づくりに係る活動を行う団体
- (4) 環境保全に係る活動を行う団体

ただし次のいずれにも該当することとする。

- (1) JA ぎふ管内に活動拠点を有していること。
- (2) 運営に関する規則又は活動計画があること。
- (3) JA ぎふ関係団体は新規に取組む活動であること。
- (4) 活動費が市町村等からの全額補助で運営している団体でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと。
- (6) 反社会的勢力が支配・関与等している団体でないこと。

4. 助成金交付

単年度の助成金は、対象活動(1)を「農業経営支援積立金」、対象活動(2)～(4)を「地域活動支援基金」より、20 団体 (1 団体上限 100 万円)・総額 2,000 万円以内とし、各団体の活動内容により審査会にて助成額を決定する。なお、助成金額は 1,000 円単位とし、人件費や飲食費等については、原則対象外とする。

又、上記助成とは別に、JA ぎふ管内の農畜産物生産基盤の強化及び市場流通の拡大、SDGs の目標達成を図ることを目的とした研究や活動を行う大学等の機関において、組合が必要と認める機関に対して、事務局が審査会へ提出し、助成額 (1 団体上限 100 万円) を決定のうえ「農業経営支援積立金」または「地域活動支援基金」より支援する。

なお、審査会において複数年の助成が認められた場合は、活動状況の報告を受けて次年度以降も助成を行うことがある。

5. 地域活動支援基金審査会

J A ぎふ常勤役員、JA ぎふ専門委員会委員、学識経験者をもって構成する。

6. 地域活動支援基金の募集及び助成金交付方法

別紙「J A ぎふ地域活動支援基金(みのっ太基金)募集要項」による。

7. 事務局

事務局は総合企画部経営企画課に置く。

8. 附則

この要領は、令和元年 10 月 1 日より実施する。

この要領の改正は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。